

郡山市国民健康保険における高額療養費の支給申請手続の特例に関する要綱

令和3年12月24日制定
令和4年12月23日一部改正
[市民部国民健康保険課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市国民健康保険給付規則（昭和60年郡山市規則第17号。以下「給付規則」という。）第11条の2の規定に基づき、高額療養費の支給の申請の特例に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 月間の高額療養費 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。次号において「施行規則」という。）第27条の16第1項に規定する月間の高額療養費をいう。
- (2) 年間の高額療養費 施行規則第27条の17の2第1項に規定する年間の高額療養費をいう。

(対象者)

第3条 高額療養費の支給の申請を特例により行うことができる者は、国民健康保険税に滞納がない者であって、次の各号に定める高額療養費について、それぞれ当該各号に定める世帯主とする。

- (1) 月間の高額療養費 高額療養費に係る療養のあった月の初日における国民健康保険の世帯主
- (2) 年間の高額療養費 計算期間を通じて保険者が本市であって、前号による月間の高額療養費の振込を受けている国民健康保険の世帯主

(申請等)

第4条 前条第1号に定める国民健康保険の世帯主（以下「月間の対象者」という。）は、国民健康保険高額療養費支給申請書（特例手続用）（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請をした者に対し、当該申請をした日以後の月ごとの給付規則第10条第1項の規定による高額療養費の支給の申請を省略させることができる。

3 市長は、前条第2号に定める国民健康保険の世帯主（以下「年間の対象者」という。）は、給付規則第11条第1項の規定による年間の高額療養費の支給の申請を省略させることができる。

(支給決定)

第5条 市長は、前条第2項又は第3項の規定により高額療養費の支給の申請を省略させることが適当であり、かつ、当該高額療養費を支給すべきものと決定したときは、当該申請に係る月間の対象者に対しては給付規則第10条第2項に規定する国民健康保険高額療養費支給決定通知書により、年間の対象者に対しては高額療養費（外来年間合算）支給決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(申請特例の停止)

第6条 市長は、前項の規定により支給決定を受けた月間の対象者又は年間の対象者が次号のいずれかに該当する場合は、当該申請の特例を停止することができる。

- (1) 申請の特例の対象から除くよう申出があった場合
- (2) 国民健康保険の世帯主の変更等、被保険者資格に異動があった場合
- (3) 振込先金融機関の口座に高額療養費の振込ができなくなった場合
- (4) 国民健康保険の世帯主が死亡した場合

(5) 国民健康保険税の滞納がある場合

(6) この要綱に定める申請の内容に偽りその他不正があった場合

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の要綱の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

国民健康保険高額療養費支給申請書(特例手続用)

被保険者 記号・番号	記号	島3	番号											
申請者 (世帯主)	住所											電話		
	氏名											生年月日		
	個人番号													

振込先口座 (世帯主)	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。(マイナポータルでの口座登録が済んでいる方のみ選択可)											
	<input type="checkbox"/> 下記口座を利用します。											
	銀行・金庫	本店	普通	口座番号								
信組・農協	支店	当座	口座名義(カタカナ)									

摘要	銀行コード													
	口座名義													

郡山市長 _____ 年 月 日

特例申請するに当たり次の事項について同意します。

同意事項

- 支払うべき被保険者の医療費の一部負担金に未納が発生した場合、遅滞なく郡山市へ申し出ます。
- 第三者行為(交通事故等)があった場合は、郡山市に被害届を提出すること。
- 一部負担金の支払状況について、市から医療機関等に照会する場合があること。
- 医療機関に一部負担金を支払っていなかった場合及び高額療養費の支給後の変更等により、返還金が発生した場合には、その後に支給される高額療養費と調整すること。また、調整できない場合は、郡山市へ返還すること。
- 重度心身障害者医療費助成と重複するものとして算定される額の控除、医療費助成事業給付金への充当その他高額療養費の受領に関する一切の権限を郡山市に委任すること。
- 法令により領収書等の添付が必要となっている療養については、領収書等を提出すること。
- 世帯主の変更等、被保険者資格の変更があった場合、この申請書による支給が停止することがあること。
- 指定した金融機関に振り込みが出来なくなった場合、この申請書による支給は停止すること。
- 国民健康保険税の滞納がある場合、この申請書による支給は停止すること。

※ 処理	処理経過記録											確認・入力

市 確 認 欄	受付者	個人番号の確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード・通知カード	<input type="checkbox"/> その他()
		申請人の本人確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他()
		代理権の確認	<input type="checkbox"/> 委任状	<input type="checkbox"/> 医療保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他()
		代理人氏名等	氏名()	申請人との関係()
		代理人の本人確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他()

様

郡山市長



高額療養費（外来年間合算）支給決定通知書

先に申請のありました高額療養費（外来年間合算）の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

被保険者氏名		被保険者記号・番号	
--------	--	-----------	--

計 算 期 間	年 月から 年 月まで		
申 請 年 月 日	年 月 日	決 定 年 月 日	年 月 日
計算期間中の自己負担額の合計額	円	支 給 額	円
給 付 の 種 類			

支 払 方 法			
窓 口 払		口 座 払	
お 持 ち いた だ く も の		振 込 先	金 融 機 関
支 払 場 所			口 座 種 目
支 払 年 月 日 等			口 座 番 号
			口 座 名 義 人